

◎一般職の職員の給与に関する法律等

の一部を改正する法律

(平成二十六年一月一九日法律第一〇五号)

一、提案理由(平成二十六年一月二十九日・衆議院内閣委員会)

○有村国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月七日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり、平成二十六年年度の給与改定を行うとともに給与制度の総合的見直しを実施することが適当であると認め、一般職

の職員の給与に関する法律等について改正を行うものでございます。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、平成二十六年年度の給与改定のため、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げ、勤勉手当の支給割合を年間〇・一五月分引き上げること等としております。

第二に、給与制度の総合的見直しのため、平成二十七年年度から俸給月額を初任給に係る号俸等を除いて引き下げるとともに、地域手当の級地区分及び支給割合、単身赴任手当の支給額並びに広域異動手当の支給割合を改定すること等としております。

このほか、寒冷地手当法等について必要な改正を行うとともに、施行期日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することとしております。

………(略)………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二六年一月四日)

○井上信治君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要について申し上げます。

本案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十六年八月七日付の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、平成二十六年度の給与改定を行うとともに給与制度の総合的見直しを実施する等とするものであります。

……………(略)……………

三法律案は、去る十月二十三日本委員会に付託され、二十九日有村国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。三十一日、質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

○附帯決議(平成二六年一〇月三日)

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 女性の社会進出と活躍を促進するとともに、少子化対策を推進するため、育児に責任を有する国家公務員の処遇の改善について検討すること。

二 今回の改正に当たり、常勤職員との給与格差の拡大を抑制するため、非常勤職員の処遇の改善に努めること。

三 東日本大震災からの復興・再生等の促進と、その業務に従事している公務員の士気の確保を図るため、必要な体制の整備や健康対策等の措置を講ずること。

四 自主性及び自律性の発揮という独立行政法人通則法の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度にのっとり、職員の給与改定及び給与制度の見直しに関しては、独立行政法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。

五 地方公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しに関しては、地方公務員法に基づき地方公共団体における自主的・主体的決定が適正になされることを旨とすること。

六 国の財政事情が厳しい折、今回の改正により特別職の期末手当が引き上げられるが、国務大臣、副大臣及び大臣政務官

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

八

等の特別職の職員並びに事務次官等の高位の政府職員の給与については、民間企業の給与体系も参考にしつつ、中長期的に検討すること。

七 国家公務員の総人件費に関する基本方針を踏まえ、実効性のある総人件費管理に努めること。

三、参議院内閣委員長報告(平成二十六年一月二日)

○大島九州男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十六年八月七日付けの職員の給与改定に関する勧告に鑑み、平成二十六年年度の給与改定、給与制度の総合的見直し等の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、今後の国家公務員給与の在り方、給与制度の総合的見直しが地方に与える影響、国の非常勤職員の処遇改善の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山田理事より三法律案に反対、各派に属しない議員の山本委員より三法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決を行った結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十六年一月二日)

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 女性の社会進出と活躍を促進するとともに、少子化対策を推進するため、育児に責任を有する国家公務員の処遇の改善について検討すること。

二 今回の改正に当たり、常勤職員との給与格差の拡大を抑制するため、非常勤職員の処遇の改善に努めること。

三 東日本大震災からの復興・再生等の促進と、その業務に従事している公務員の士気の確保を図るため、必要な体制の整備や健康対策等の措置を講ずること。

四 自主性及び自律性の発揮という独立行政法人通則法の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度にのっとり、職員の

- 給与改定及び給与制度の見直しに関しては、独立行政法人の
労使交渉における決定に基づき対応すること。
- 五 地方公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しに関し
ては、地方公務員法に基づき地方公共団体における自主的・
主体的決定が適正になされることを旨とすること。
- 六 国の財政事情が厳しい折、今回の改正により特別職の期末
手当が引き上げられるが、国務大臣、副大臣及び大臣政務官
等の特別職の職員並びに事務次官等の高位の政府職員の給与
については、民間企業の給与体系も参考にしつつ、中長期的
に検討すること。
- 七 ICT（情報通信技術）の活用などの業務改革を推進し、
定員の合理化に強力に取り組みつつ、人的資源の効果的な配
分を行うことにより、国家公務員の総人件費の厳格な抑制に
努めること。
- 右決議する。